

衆議院法務委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 12 日（金）、第 11 回の委員会が開かれました。

1 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 47 号）

- ・ 笹川博義君外 3 名（自民、立憲、維教、公明）提出の修正案について、提出者米山隆一君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 原案及び修正案について、小泉法務大臣、あべ文部科学副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局並びに修正案提出者米山隆一君（立憲）、池下卓君（維教）及び大口善徳君（公明）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 原案及び修正案に対し、熊田裕通君（自民）、道下大樹君（立憲）及び本村伸子君（共産）が討論を行いました。
- ・ 修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成－自民、立憲、維教、公明 反対－共産）
- ・ 修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成－自民、維教、公明 反対－立憲、共産）
- ・ 笹川博義君外 3 名（自民、立憲、維教、公明）から提出された附帯決議案について、米山隆一君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維教、公明 反対－共産）
（質疑者）笹川博義君（自民）、日下正喜君（公明）、寺田学君（立憲）、斎藤アレックス君（維教）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

笹川博義君（自民）

- （1） 本法律案の施行に向けた関係機関との連携
 - ア 法務省が司令塔となって連携を深めていく必要性
 - イ 法制面だけでなく全般にわたって法務省がリーダーシップを発揮する必要性
- （2） 本法律案の周知広報
 - ア 法務省における今後の周知広報の取組
 - イ 広報の方法を工夫する必要性
- （3） 本法律案施行に当たっての判事、調停委員及び家庭裁判所調査官に係る裁判所の対応の在り方
- （4） 子の最善の利益を確保するために法務省が民間の支援団体等との連携や支援を通じた外的環境の整備を行う必要性
- （5） 親子ガイダンス及びDV等の加害者プログラムの重要性についての法務省の認識

日下正喜君（公明）

- （1） 本法律案に対する修正案
 - ア 協議離婚の実態と今後の課題を踏まえて必要な広報その他の啓発活動を行うものとする附則第 17 条の規定を追加する趣旨
 - イ 単独親権の行使が可能となる「急迫の事情」等の趣旨を国民に周知する附則第 18 条の規定を追加する趣旨
 - ウ 親権の定めが父母の真意に出たものであることを確認すること等の措置についての検討を定める附則第 19 条の規定に基づき講じられる「法制上の措置」の内容

- (2) 協議離婚において不適切な合意がなされないよう対等な立場で協議ができる環境を整備する必要性
- (3) 裁判所の体制整備や各種支援体制の準備の観点からの公布後2年以内とされる施行期日の妥当性
- (4) 裁判手続の審理期間の短縮化及び利便性の向上に対する最高裁判所の所見
- (5) DV及び児童虐待の密行性を踏まえた被害者の救済の在り方

寺田学君（立憲）

- (1) 本法律案に対する修正案において子の監護に関する事項の啓発活動を行うものとする附則第17条及び親権者の定めが父母双方の真意に出たものであることを確認するための措置について検討し必要な措置を講ずるものとする附則第19条第1項の規定を追加する趣旨
- (2) 本法律案の各論点に対するこれまでの政府の答弁に誤りがないことの確認
- (3) 上記(2)の答弁、修正案及び附帯決議の最高裁判所における規範性
- (4) 上記(2)の答弁が父母の合意がなくても共同親権を認める場合のモデルとなっていることの確認
- (5) 上記(4)の裁判所の判断に係る考慮要素
- (6) 父母相互の人格尊重義務を根拠に親子交流が原則となるものではないことの確認

斎藤アレックス君（維教）

- (1) 改正法の施行後5年を目途とする検討について定める附則第19条第2項を追加する修正案
 - ア 当該規定を設けた趣旨
 - イ 検討が想定される課題
 - ウ もっと短い年数とすべきとの議論もある中で最終的に5年となった理由
 - エ 可能な運用の見直し等については5年を待たずに進めるべきとの意見に対する法務大臣の見解
- (2) 親の離婚を経験する子を取り巻く環境の本法律案により期待される改善の効果
- (3) 施行までの2年間に法務省が行う取組の内容

本村伸子君（共産）

- (1) 本法律案に対する修正案に父母双方の合意がない場合には共同親権を認めないこと等の内容が入らなかった理由
- (2) 本法律案により影響を受ける子及び父母の数並びに本法律案に関する国民的議論の必要性
- (3) 一人親世帯への支援
 - ア 離婚後共同親権の場合における高等学校等就学支援金の受給資格
 - イ 上記アの場合において一人親の経済的負担が増える可能性
 - ウ 親権をめぐる父母間で意見の対立が見込まれる場合は単独親権になると法務省が説明をしている事実の有無
 - エ 一人親世帯に対する各種の支援制度への影響に関する検証の有無及び網羅的な資料の提出
- (4) 共同親権の場合における子の急迫でない手術に当たっての医療機関による別居親への合意の確認の必要性
- (5) DVや児童虐待の加害者である別居親に子の入院先に関する情報が伝わることで被害者の安全が図れなくなる懸念
- (6) 家庭裁判所調査官が作成する調査報告書がDV等の加害者である別居親に開示されて子の情報が明らかになる危険性
- (7) 共同親権であっても親権の単独行使が可能な場合の基準を明確化する必要性
- (8) 親権の単独行使が可能な「監護及び教育に関する日常の行為」又は「急迫の事情」の具体例を一覧表にして提示する必要性